

# 令和7年度 花巻市農作業労賃標準額表

この表はあくまで「目安」です。地域の実態に合わせて委託者と受託者で十分話し合いのうえ料金を決めてください。

## ○人力作業（臨時雇用賃金） [単位:円]

作業区分		単位	標準額	1時間当	超過1時間当	摘要	
水田作業		1日(8時間)	7,700	963	1,204		
畑作業	果樹	剪定	1日(8時間)	11,800	1,475	1,844	「超過額」とは、1日8時間を超えて働いた時の1時間当たりの金額 転作田の畑作業も含む
		摘果・袋掛・収穫	1日(8時間)	7,700	963	1,204	
	畑一般	1日(8時間)	7,700	963	1,204		
オペレーター		1日(8時間)	12,600	1,575	1,969		

## ○機械作業（農作業受委託料金） [単位:円]

作業種別	機械種別等	単位	標準額	内消費税額(10%)	摘要							
耕起	ロータリー耕	10a当	5,390	490								
	プラウ	10a当	5,720	520	隅処理は含まない							
	砕土	10a当	5,390	490								
	粗耕起	10a当	4,290	390	スタブルカルチ1回がけ							
	心土破碎	10a当	3,080	280	サブソイラ等（標準5m間隔）クロスは3割増し							
代かき 荒代別	ロータリー耕	10a当	6,490	590	田植え可能な状態							
		10a当	8,140	740	荒かき後、日を改めて代かきをする							
くろ塗り	畦ぬり機	10m当	594	54	片面							
田植	育苗（稚苗）	1箱	847	77	ハウス渡し、中苗は実勢価格とする							
	田植機	10a当	6,710	610	薬剤は実費加算							
	側条田植機	10a当	7,700	700	薬剤・肥料は実費加算							
	直播機	10a当	6,270	570	種子は実費加算							
溝切り	溝切り機	10m当	121	11	中干し用							
刈取及び 運搬	バインダー	10a当	7,590	690	刈取りのみ、ヒモ実費加算							
		コンバイン	稲	10a当	19,360	1,760	わら結束機10%加算、ヒモ実費加算、隅刈りは含まない					
	麦		10a当	12,980	1,180							
	大豆		10a当	14,740	1,340							
	糶運搬	コンバイン袋	1袋	121	11							
バラ		10a当	2,420	220	フレキシブルコンテナバッグ等は実費加算							
脱穀	ハーベスター	10a当	9,350	850	生脱穀は30%加算							
乾燥 調製 梱包	もみ乾燥	玄米30kg	右のとおり	水分	18%未満	18~23%	23~28%	28%以上				
				金額	473	572	704	935				
				内消費税	43	52	64	85				
	調製・梱包	玄米30kg	517	47	袋代は実費加算							
	調製・色選・梱包	玄米30kg	869	79	袋代は実費加算、色選作業を一連で行う場合							
色選	色彩選別	玄米30kg	418	38	運賃別途加算							
草刈	刈払機	1時間	2,310	210	歩行型草刈機を含む							
農薬 肥料 散布	動力散布機	10a当	1,540	140	ドローン・ハイクリブーム等を含む 機材、規模等によって相対調整 薬剤費実費							
	ブロードキャスター	10a当	935	85	同一圃場で2回：1,126円 3回：1,360円							
	マニュアルスプレッダー	1t	3,520	320	1t基準・圃場積込、運搬別途加算							
牧草作業	刈取	10a当	2,310	210	ディスクモアー							
	反転	10a当	1,177	107								
	集草	10a当	1,540	140								
	梱包	1梱	176	16	ミニロール(90cm以下)							
	ロールベ イラー	90cm	1梱	1,177	107	・稲わら作業にも準用 しますが、ほ場条件 (区画・排水)等によ り調整してください。 ・梱包、ラッピングに ついては重量や巻数に より調整してくださ い。						
			1梱	1,760	160							
			1梱	2,310	210							
	ラッピング	90cm	1梱	1,177	107					ラップフィルム二重巻 き 資材代は別途		
1梱			1,760	160								
1梱			2,310	210								

### ◆留意事項◆

- この表は、主に個人が請け負う作業を前提として設定したものです。また、燃料費の高騰や通常の作業が困難な農地での作業など、作業の実態に標準額が合わなくなった場合には、当事者間で話し合いのうえ、料金を決めてください。
- 人力作業の「標準額」の適用期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。  
なお、適用期間中に岩手県最低賃金が改定された場合は、「標準額」を最低賃金以上の額としてください。
- 機械作業の「標準額」は以下のとおりです。
  - 30a区画を基準とした金額です。圃場条件等異なる場合は双方協議のうえ決めてください。
  - 機材運搬等、移動経費を必要とする場合は双方協議のうえ加算してください。
  - オペレーター1人(補助員は含まない)を含む金額です。